

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 11 号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p style="text-align: center;">(免許用写真の添付省略)</p> <p>第31条の2 施行規則第29条第3項（第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項に規定する免許用写真を添付する必要がある場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>県南自動車運転免許センター</u></p> <p>(3) <u>沿岸自動車運転免許センター</u></p> <p>(4) <u>県北自動車運転免許センター</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請書等</th> <th style="text-align: center;">経由先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）</td> <td style="text-align: center;"><u>運転免許課長又は住所</u> <u>地を管轄する警察署長</u>（北上、水沢、江刺、釜石及び久慈警察署長を除く。） 。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運転免許証記載事項変更届 （施行規則別記様式第16）</td> <td style="text-align: center;"><u>運転免許課長又は住所</u> <u>地を管轄する警察署長</u>（釜石及び久慈警察署長を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	申請書等	経由先	[略]		運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	<u>運転免許課長又は住所</u> <u>地を管轄する警察署長</u> （北上、水沢、江刺、釜石及び久慈警察署長を除く。） 。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。	[略]		運転免許証記載事項変更届 （施行規則別記様式第16）	<u>運転免許課長又は住所</u> <u>地を管轄する警察署長</u> （釜石及び久慈警察署長を除く。）	<p style="text-align: center;">(免許用写真の添付省略)</p> <p>第31条の2 施行規則第29条第3項（第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項に規定する免許用写真を添付する必要がある場合は、次に掲げる場所において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>盛岡運転免許センター</u></p> <p>(3) <u>県南運転免許センター</u></p> <p>(4) <u>沿岸運転免許センター</u></p> <p>(5) <u>県北運転免許センター</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請書等</th> <th style="text-align: center;">経由先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）</td> <td style="text-align: center;"><u>運転免許課長又は警察署長</u>（<u>盛岡東、盛岡西、紫波、北上、水沢、江刺、釜石及び久慈警察署長</u>を除く。） 。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">運転免許証記載事項変更届 （施行規則別記様式第16）</td> <td style="text-align: center;"><u>運転免許課長又は警察署長</u>（<u>釜石及び久慈警察署長</u>を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	申請書等	経由先	[略]		運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	<u>運転免許課長又は警察署長</u> （ <u>盛岡東、盛岡西、紫波、北上、水沢、江刺、釜石及び久慈警察署長</u> を除く。） 。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。	[略]		運転免許証記載事項変更届 （施行規則別記様式第16）	<u>運転免許課長又は警察署長</u> （ <u>釜石及び久慈警察署長</u> を除く。）
申請書等	経由先																				
[略]																					
運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	<u>運転免許課長又は住所</u> <u>地を管轄する警察署長</u> （北上、水沢、江刺、釜石及び久慈警察署長を除く。） 。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。																				
[略]																					
運転免許証記載事項変更届 （施行規則別記様式第16）	<u>運転免許課長又は住所</u> <u>地を管轄する警察署長</u> （釜石及び久慈警察署長を除く。）																				
申請書等	経由先																				
[略]																					
運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	<u>運転免許課長又は警察署長</u> （ <u>盛岡東、盛岡西、紫波、北上、水沢、江刺、釜石及び久慈警察署長</u> を除く。） 。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。																				
[略]																					
運転免許証記載事項変更届 （施行規則別記様式第16）	<u>運転免許課長又は警察署長</u> （ <u>釜石及び久慈警察署長</u> を除く。）																				

運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)	
[略]	
運転免許証更新申請書 (施行規則別記様式第18)	(1) 法第92条の2 第1項の表の備考
運転免許証の更新期間前における免許 証更新申請書 (施行規則別記様式第18の2)	一の2に規定する 優良運転者 運転免許課長又 は警察署長(北上 、水沢、江刺、釜 石及び久慈警察署 長を除く。)
	(2) 施行規則第38 条第12項の表の2 の項、3の項又は 4の項に規定する 講習を受講する者 運転免許課長
	(3) 前記(1)及び (2)以外の者 運転免許課長又 は住所地を管轄す る警察署長(北上 、水沢、江刺、釜 石及び久慈警察署 長を除く。)
[略]	

運転免許証再交付申請書 (施行規則別記様式第17)	運転免許課長又は警 察署長(盛岡東、盛 岡西、紫波、北上、 水沢、江刺、釜石及 び久慈警察署長を除 く。)
[略]	
運転免許証更新申請書 (施行規則別記様式第18)	(1) 法第92条の2 第1項の表の備考
運転免許証の更新期間前における免許 証更新申請書 (施行規則別記様式第18の2)	一の2に規定する 優良運転者又は法 第101条の3第1 項ただし書若しく は法第101条の4 第1項ただし書に 規定する者 運転免許課長又 は警察署長(盛岡 東、盛岡西、紫波 、北上、水沢、江 刺、釜石及び久慈 警察署長を除く。)
	(2) 前記(1)以外 の者 運転免許課長
[略]	

運転免許取消申請書 (施行規則別記様式第19の3の8)	<u>運転免許課長又は住</u> <u>所地を管轄する警察</u>	運転免許取消申請書 (施行規則別記様式第19の3の8)	運転免許課長又は警 察署長 (釜石及び久 慈警察署長を除く。
運転免許証返納届 (様式第21号)	署長 (釜石及び久慈 警察署長を除く。)	運転免許証返納届 (様式第21号))
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。